



社労士のつぶやき(106) 障害者の法定雇用率

この5月頃から「最近マスコミによく出てくるなあ・・・」と感じたのが、障害者の法定雇用率問題です。一定規模の会社は、障害者雇用促進法により障害者の雇用が義務付けられていますが、「障害者が躍動、働きやすい職場」や「企業のコンビニ運用で障害者の雇用を促進」などの明るい記事がある一方、「過半数超の企業が法定雇用率未達成」とか、業者任せで「障害者雇用ビジネス、在宅勤務で自習だけ」など暗いニュースも報じられていました。本社とのやり取りは一切無く、形だけ雇って後は放置している（「放置」そのものは障害者の虐待に該当）のは、促進法の理念である「均等な待遇と障害者の能力発揮（第1条）」に全く違反しています。促進法には罰則はありませんが、未達成だとネットで社名が公開されるので大手が仲介業者を利用しているとのこと。「障害者を食物にしてケシカランなあ」とか思っていると、とある従業員40人規模の顧問先から「ウチはどうすればええの？」の問い合わせ。「ん？あっ！えらいこっちゃ！」と内心焦りつつ、「もちろん、ちゃんと考えてますよ」とニコリ冷や汗。実はこの7月から、障害者の法定雇用率が2.7%にアップしたのです。この間マスコミの報道が多かったのはそのせいでした。他人事にしている場合じゃなかったわ。

●法定雇用率

企業は「常時雇用する従業員数×法定雇用率＝1以上」になると、1人以上障害者を雇用しなければなりません。常時雇用する従業員数のカウント方法は、厚労省によると

(A. 週30時間以上勤務者数) + (B. 週20時間以上30時間未満勤務者数×0.5) = 常時雇用する従業員数

で、仮にAが30名、Bが16名とすれば常時雇用する勤務者は38名となり、 $38 \times 2.7\% = 1.026$ で1以上となるため、障害者1名を雇用する義務が生じるのです。2以上なら2名・・・という考え方です。逆に言えば、37名(0.999)以下だと義務は生じません。問い合わせの顧問先は正社員20名、パート20名(よって常時雇用者数30名)なので「セーフ」でした。

●確認と対策を

この時勢、常に人手不足の業種もあれば、逆にAIやデジタル化の推進で人員削減の業種もあり、一律の法定雇用率を当てはめられても困惑する企業が多いのです。清掃や販売、飲食など多様な業種を抱える大企業ならまだしも、建設業や警備業、運送業などの専門職種の多い中小企業では達成が困難です。今回の雇用率変更によって、私たちも業務や作業方法の見直しなどの対策がますます求められるでしょう。

社会保険労務士 高 龍 弘

燃料カードの価格表【2026年8月分】

AMSカード ※共通利用可能

油 種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	153.0 円
ハイオク	163.0 円
軽 油	142.0 円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油 種	ENEOS
レギュラー	157.0 円
ハイオク	167.0 円
軽 油	140.0 円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油 種	COSMO	ENEOS	宇佐美
レギュラー	153.5～155.5 円	155.3～157.3 円	153.9～155.9 円
ハイオク	163.5～165.5 円	165.3～167.3 円	163.9～165.9 円
軽 油	135.0～137.0 円	139.3～141.3 円	137.5～139.5 円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油 種	ENEOS ウィンク	FLEX & TRUST カード (Shell)	宇佐美 U1	エネクスフリー
レギュラー	152.8～154.8 円	155.4～157.4 円	156.0～158.0 円	151.2～153.2 円
ハイオク	162.8～164.8 円	165.4～167.4 円	166.0～168.0 円	161.2～163.2 円
軽 油	133.2～135.2 円	139.4～141.4 円	134.7～136.7 円	134.7～136.7 円

【価格は税抜】